

様式第1号（第2条関係）

佐賀市上下水道事業管理者が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱に係る特記事項

- 1 受注者は、本契約の履行に従事する労働者に係る労働環境に関し、発注者が指定する労働環境チェックシートを提出しなければならない。この場合において、受注者は、下請負者等を使用する場合は、当該下請負者等に使用される労働者の1時間当たりの賃金の最低金額を併せて提出しなければならない。
- 2 発注者は、本契約の履行に従事する労働者の労働環境が不適切であると認めるときは、受注者に対し、労働環境の改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った労働環境の改善の内容を記載した報告書を、速やかに発注者に提出しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか労働環境の確認については、佐賀市上下水道事業管理者が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱による。
- 4 前3項に定めるもののほか定めのない事項及び疑義が生じた場合については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。